

とやまの子どもたちが より充実した 教育を受けるために



～学校での働き方改革にご理解とご協力をお願いします～

学校での働き方改革の目的



Q なぜ、学校で働き方改革が必要なのですか？

A 教員が児童生徒と向き合う時間、資質を高める時間を十分に確保し、また心身ともに健康で働きやすい環境を作ることによって子どもたちが、より充実した教育を受けることができるようになります。



令和7年4月
富山県教育委員会

保護者、地域、企業の皆様へ

変化の激しい社会において、一人一人の子どもたちが未来を生き抜く必要な力を身に付け、その将来に大きく羽ばたくことができるよう、教育の役割は一層重要となっています。

その教育の最前線で教員たちは、日々子どもたちと接しながら、子どもたちの成長に関わることができる喜びが大きいとはいえ、自らの時間や家族との時間よりも優先して、目の前の子どもたちの成長を願いながら熱意を持って教壇に立っています。

これまで私たちは、この教員たちの熱意に頼りすぎていたのではないのでしょうか。

朝登校する子どもを見守るため、早朝に出勤する教員。子どもたちの心身の成長を願い平日はもちろん休日まで部活動に従事する教員。子どもの様子を一刻も早く共有するため、仕事をしている保護者の帰宅を待って面談する教員。

こうした中で、教員たちは長時間勤務に従事しています。

子どもたちの未来のため、質の高い教育を実現するには、こうした教員の多忙化の解消が不可欠です。学校における働き方改革を推進するため、学校行事運営や部活動への協力、SNSトラブルへの対処など、保護者、地域、企業をはじめとする地域社会の皆様のご理解とご協力を心からお願いします。

とやま学校多忙化解消推進委員会

「富山県立学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針」は、富山県庁のホームページ (<https://www.pref.toyama.jp/3001/kurashi/kyouiku/hatarakikata/index.html>) でご覧いただけます。

またこのリーフレットも同ホームページに掲載しています。

富山県庁 教職員の働き方

検索



富山県教育委員会

教育企画課、教職員課、保健体育課

教育みらい室、生涯学習・文化財課

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号

TEL：076－444－3441（代表）

E-mail：kyoshoku@pref.toyama.lg.jp

主 な 取 組 内 容

教員の意識改革

- ① 教員の勤務実態を、ＩＣカード、タイムカード、パソコンの使用時間の記録等の方法で記録することで、自身の働き方を省みる材料とし、自己点検を行います。
- ② 学校閉庁日及びノー残業デーを実施します。
- ③ 教員の勤務時間を考慮した児童生徒等の登下校の時間の設定を行います。
- ④ 勤務時間外や休日に命じられた勤務の振り替えを、適切に行うことができる体制を整備します。
- ⑤ 長期休業中などに休暇を積極的に取得し、心身のリフレッシュを図ります。
- ⑥ 教員に対して、働き方改革に関する研修を実施します。



教員の業務の見直し

- ① 学校行事等について、必要性に応じて精選や内容の見直し、準備の簡素化、地域行事との合同開催などを進めます。
- ② 地域や企業が学校に対して新たな行事等への参加や作品募集を行う場合には、事前に県または市町村教育委員会と相談するよう求めます。
- ③ 勤務時間外の問い合わせ等に備えた留守番電話の設置や、電子メール等による連絡対応を行います。
- ④ 業務改善の取組についてＰＤＣＡサイクルを構築し、業務改善の具体的な取組方法を毎年見直します。
- ⑤ 授業準備等の事務作業、学習評価、成績処理においてＩＣＴを活用できる体制を整備します。
- ⑥ 授業で用いる教材や資料等の、教員間での共有化を図ります。



外部人材の活用

- ① 登下校時や放課後の見守り、見回りなどにおいて、保護者・地域人材等の協力を求めます。
- ② 授業の準備や後片付け、作品展示、環境整備について、サポート・スタッフの活用を図ります。
- ③ 進路指導における就職先の情報収集等について、キャリア教育アドバイザーや就労コーディネーターなどの活用を進めます。
- ④ 支援が必要な児童生徒、家庭への対応について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育等の専門人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材の活用を進めます。
- ⑤ 学校で生じた問題を、法的観点から指導・助言を行うスクールロイヤー等の専門家を配置します。
- ⑥ 地域人材等との連絡調整は、地域学校協働活動推進員等の学校以外の主体が中心に行う体制を整えます。

部活動の見直し

- ① 富山県部活動の在り方に関する方針にのっとり、学期中は土日を含む週当たり２日以上の休養日を設定し、１日の活動時間は、平日で２時間以内、学校の休業日は３時間以内とします。これは、地域移行した部活動においても原則とします。
- ② 部活動指導員をはじめとした外部人材の活用を図ります。
- ③ 設置する部活動や担当する教員の数について、学校の実情に応じて適正化します。
- ④ 学校や地域の実情に応じ、地域のスポーツ・文化芸術団体等の活用・連携を推進します。
- ⑤ 学校体育・文化団体に対して、関与する大会・コンクール等の日程の把握と公表、及び日程の見直しを要請するとともに、地域移行した部活動でも大会等に参加できるよう要請します。
- ⑥ 各学校において部活動の活動方針を策定してホームページ等で公表し、校長による活動計画や活動実績の確認を行います。

教員の時間外勤務の月平均時間

これまでの取組みにより、令和元年度に比べ、教員の長時間勤務は減少していますが、学校・校種・地域等の特性によって業務改善の進捗には幅が生じています。引き続き、市町村教育委員会とも連携し、業務の削減や効率化、平準化の取組みを進めます。

